

# 議会の動き

## 第1回臨時会

1月28日、会期1日間で開催

### 可決された議案

■歌志内市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年4月に、歌志内小学校と西小学校を統合するための改正を行いました。

なお、これまでの経緯などについては、3ページをご覧ください。

### 閉会中の審査として付託された議案

■歌志内市立救護施設条例の制定について

この議案は、救護施設親愛の家の管理運営に指定管理者

制度を導入するため、現行条例の全部を改正しようとするもので、閉会中の継続審査として社会建設常任委員会に付託されました。

### 閉会中の審査として付託された諮問

次の諮問は、閉会中の継続審査として総務文教常任委員会に付託されました。

■歌志内市立病院経営健全化計画について

この諮問は、平成13年度から経営の基本としてきた「歌志内市立病院経営健全化計画」の計画期間が本年度で終了することから、引き続き経営改善に向けた取り組みを行うため、新たに策定した平成21年度から同25年度までの5年間にわたる計画について議会の意見を求めるものです。

### 行政報告

1月11日、公民館において該当者数48人のうち35人が出席して開催された成人式について、吉田教育長から報告がありました。

## 銃刀法改正

# 7月5日から、刃渡り5・5センチメートル以上の剣を所持すると処罰されます！

銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）が本年1月5日に改正され、タガーナイフをはじめとする刃渡り5・5センチメートル以上の剣の所持が禁止されました。

7月4日までは罰則適用の猶予期間となっておりますので、該当する剣を所持している方は、この期間内に赤歌警察署またはお近くの交番・駐在所へ提出してください。

〈赤歌警察署 ☎ 3250110〉

### 剣とは？

柄がついた刃物のうち、ほぼ左右対称で先端が鋭く、両側に刃がついた殺傷能力の高いものをいいます（下図参照）。

左右の刃渡りが異なるものも含まれ、タガーナイフ、短剣、ダイバースナイフなどが該当します。

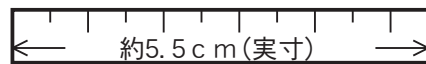
所持している刃物の中に、該当するかどうか判断がつかないものがある場合は、赤歌警察署にお問い合わせください。



### ■該当する剣の概要

- 著しく鋭い先端
- 両側に刃

- 刃渡り 5.5cm 以上
- ほぼ左右対称の形状



▲該当する剣の例

### 罰則は？

7月5日以降、上記に該当する剣を所持していた場合には、3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。使わずにしまい込んでいた刃物についても、今一度ご確認ください。



▲期日までにご確認を

# もっずぐー一年生



ドキドキ・ワクワクの小学校入学まで、あと1か月となりました！



▲小学校入学を楽しみに待つ、歌志内幼稚園(左)と神威保育所(右)に通う子どもたち。

この春、市内の小学校に入学するお子さんは次の26人です(1月末日現在)。お名前がなかったり住所を変更したときは、教育委員会(☎424223)までご連絡ください。

## ●歌志内小学校 13人

阿部好成くん、岩城裕貴くん、及川琴美ちゃん、佐藤柊斗くん、澁田亜裕美ちゃん、田中光太くん、土居寛太くん、永桶光ちゃん、中村優唯ちゃん、前川涼那ちゃん、三上美穂ちゃん、米川菜穂ちゃん、渡邊美亜奈ちゃん

## ●西小学校 13人

浦滝信吾くん、菅原彪流くん、高橋依舞ちゃん、高橋優くん、辻勇斗くん、長沢息吹ちゃん、早川吏恩くん、原谷琉菜ちゃん、平沼緑ちゃん、古川星耶くん、森田風くん、矢口稜人くん、山田颯馬くん

# 家電リサイクル法「法令改正」

## 4月から対象品目が追加されます

家電リサイクル法は、使用済み家電製品を再利用することで資源の有効利用を図り、ごみ問題や地球環境問題を改善するためにつくられました。

これまでは「テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン」の5品目が家電リサイクル法の対象となっていました。4月より新たに「液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機」の3品目が追加されることになりました。

〈環境交通グループ☎42423213〉

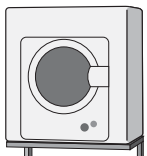
### 追加される品目

■液晶テレビ及びプラズマテレビ

※リモコンや着脱式専用スピーカーを含む

※液晶テレビのうち、携帯用・車載用のものなどは除きます。

■衣類乾燥機



※電気式・ガス式とも対象となります。

### リサイクル料の例

■液晶・プラズマテレビ

▽画面サイズが15V型以下  
1,785円

▽画面サイズが16V型以上  
2,835円

■衣類乾燥機 2,520円

※メーカーにより料金が異なります。

※引き渡しの方法については、別途運搬料がかかります。



### 引き渡し方法

対象となる廃家電をメーカー等に引き渡すには、次の方法があります。

①買い換えの場合は製品を購入する小売業者に、それ以外の場合は該当製品を購入した小売業者に引き渡す

②デリバリー谷口電気(赤平市☎3242101)に引き渡す

③メーカー指定の業者に引き渡す

※くわしくは、環境交通グループに問い合わせください。